

別表（第3条関係）

交付対象事業

令和8年1月末までに完了する事業であって、（１）～（４）のすべてを満たすもの。

- （１） 補助対象者が所有している都市計画用途地域外の土地であって、農地や生産拠点（醸造所・加工施設等）と隣接している土地に整備するものであること。
- （２） 自己の居住の用に供する住宅に対して整備するものでないこと。
- （３） 本事業以外の国又は道の補助事業の対象として整備するものでないこと。
- （４） 来訪者の受入人数増加を目的として整備するものであること。

補助対象経費

整備目的	補助対象経費
１．販路拡大・滞在者数の増加	ア. 直売所の設置に係る費用 イ. 来訪者用駐車場の整備に係る費用 ウ. 看板の設置に係る費用（インバウンドまたはバリアフリー対応を目的とするものを除く。） エ. 防犯カメラの設置に係る費用
２．衛生環境の改善	オ. 来訪者用トイレの設置に係る費用 カ. 和式トイレの洋式化に係る費用（内外装のリフォーム等に係る費用を除く。） キ. 温水洗浄便座の設置に係る費用 ク. 休憩所の整備に係る費用
３．インバウンド対応	ケ. 多言語案内看板、多言語デジタルサイネージの作成・設置に係る費用 コ. 多言語案内・翻訳用タブレット端末の購入に係る費用 サ. 多言語音声案内ツールの整備に係る費用 シ. 多言語案内・翻訳システム機器の購入に係る費用 ス. 公衆無線 LAN 機器の購入に係る費用 セ. 公衆無線 LAN ネットワーク回線の設置に係る費用
４．バリアフリー対応	ソ. 既存施設に対する手すりやスロープなどの設置改修に係る費用 タ. 視覚障害者用誘導ブロックや展示・音声整備に係る費用 チ. ピクトグラム等案内板整備に係る費用

※ 同一年度に複数の整備を実施する場合でも、交付対象事業はいずれかひとつのみとする。